

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型） 基本契約書（案） 新旧対照表

※本新旧対照表は、入札参加者の参考として作成しているものであり、基本契約書（案）の一部を構成するものではない。

基本契約書（案）（令和6年5月公表版）	基本契約書（案）（令和6年1月公表版）
<p>（新ポンプ場等の設計・施工業務）</p> <p>第7条</p> <p>3 工事請負事業者は、設計・施工業務に係る契約保証金として、設計・施工請負契約に基づき、県に対し、設計・施工請負代金額（消費税を含む。）の10分の1以上に相当する保証を付さなければならない。</p>	<p>（新ポンプ場等の設計・施工業務）</p> <p>第7条</p> <p>3 工事請負事業者は、設計・施工業務に係る契約保証金として、設計・施工請負契約に基づき、県に対し、設計・施工請負代金額（消費税を含む。）の10分の1以上に相当する金額を差し入れなければならない。</p>
<p>（本事業対象施設の運転・維持管理業務）</p> <p>第8条</p> <p>2 運転・維持管理事業者は、運転・維持管理業務に係る契約保証金として、長期包括運営委託契約に基づき、県に対し、運転・維持管理保証対象額以上に相当する保証を付さなければならない。</p>	<p>（本事業対象施設の運転・維持管理業務）</p> <p>第8条</p> <p>2 運転・維持管理事業者は、運転・維持管理業務に係る契約保証金として、長期包括運営委託契約に基づき、県に対し、運転・維持管理保証対象額以上に相当する金額を差し入れなければならない。</p>
<p>別紙1 定義集</p> <p>「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象、又は疫病（ただし、要求水準書において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。）のうち、通常の見可能な範囲外のものであって、関係する契約の当事者のいずれの責めにも帰さないものをいう。</p>	<p>別紙1 定義集</p> <p>「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、要求水準書において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。）のうち、通常の見可能な範囲外のものであって、関係する契約の当事者のいずれの責めにも帰さないものをいう。</p>

以上